

令和4年度第11回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年2月10日（金）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 なし

6 事務局出席者（4名）

事務局長 大槻 俊勝 主 査 佐藤 誠之

主任主事 寺井 大智 主 事 鈴木 江美

7 会議の概要

午後4時00分開会

議 長 それではただいまより、令和4年度第11回銚子市農業委員会総会を開
会いたします。本日の欠席者は、ありません。農業委員会等に関する法律

第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号8番 飯田 隆衛委員

議席番号9番 岩瀬 英行委員 このお二人に議事録署名人を

お願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小畑新町9196番7、登記簿地目畑、現況畑、地積310㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、県道外川港線を外川方面に向かい、JAちばみどり東部出荷所から300m先を左折し、50m先の左側です。

現在は、ブロッコリーやネギが作付けされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、自宅から遠方にあり維持管理ができないため、贈与することにしました。譲受人は、譲渡人の希望によります。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用するこ

と、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当としますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。

本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は春日町1130番、登記簿地目田、現況田、地積1,021㎡外7筆合計地積5,177㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、三崎町1丁目の信号を大谷津方面に左折し、大谷津公園の左側外です。現在は一部の畑で大根が作付けされておりました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、譲渡人の希望により、農業経営に力を入れるつもりなので譲り受けます。譲渡人は、高齢になっており、譲渡します。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当としますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、台町1885番2、登記簿地目畑、現況畑、地積328㎡です。申請の用途は、社宅用地です。申請地の場所は、西小川町北の信号を春日小方面に100m進み左折し、道なりに300m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されてなく雑草が刈り取られていました。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、社宅1棟木造平家建延床面積101.20㎡です。工期としては許可日から令和5年12月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は公共下水道へ放流します。雨水は、東側道路の側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

次に順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町6丁目4464番1、登記簿地目畑、現況畑、地積681㎡外4筆合計地積1,415㎡です。申請の用途は、駐車場21台用地です。申請地の場所は、三崎町2丁目のイオンの信号から広域農道方面に200m進みローソンのところを左折し、100m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、整地されておりました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場21台で、工期としては令和5年3月20日から令和5年5月30日までの予定となっております。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されておりますので読み上げます。始末書 私は今般農地を転用するべく申請いたしましたが、当該地のうち4464番5と4464番6には、鉄板で養生し通路として、4464番4には砕石を敷設し、資材置場として無断で使用してまいりました。これらは、農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後はこのような行為は致しません。何卒寛大なご処置をいただきたくここに始末書を差し入れます。申請の内容は以上のとおりです。本申請地については、第1種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可す

るを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から16番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から16番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外12名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外9名。申請の地番・地積は、春日町2924番 登記簿地目 畑、現況 畑、地積320㎡ 外 田10筆、畑22筆、合計地積27,870.91㎡です。その内容ですが、順位1番から3番は、新規に3年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が1,958㎡です。

順位4番から5番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑5筆、合計地積が10,680㎡です。

順位6番から11番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、田8筆、合計地積が7,177㎡です。

順位12番は、継続して1年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が1,157㎡です。

最後に順位13番から16番は売買により所有権を移転しようとするもので田2筆、畑14筆、合計地積が6,898.91㎡です。以上順位1

番から16番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案書の6ページから7ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和4年度第11回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時20分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議長

署名委員

署名委員